

王寺町水道事業 経 営 戦 略

計画期間:令和 3 年度～令和 12 年度

令和 3 年 3 月



王寺町

目次

1. 事業概要	1
(1)事業の現況	1
(2)これまでの主な経営健全化の取組	7
(3)経営比較分析表を活用した現状分析	8
2. 将来の事業環境	10
(1)給水人口の予測	10
(2)水需要の予測および料金収入の見通し	12
(3)組織の見通し	13
3. 経営の基本方針	14
4. 投資・財政計画(収支計画)	15
(1)投資・財政計画(収支計画)	15
(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	19
(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	22
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	24
(1)経営戦略の事後検証、更新等に関する方針	24
(2)モニタリング及びローリングの具体的手法(PDCA サイクルの活用)	24

1. 事業概要

(1)事業の現況

① 給 水

本町水道事業は昭和 32 年 11 月に事業創設の認可を受け、昭和 34 年 7 月に供用を開始しました。給水区域は、王寺町内全域で、令和 2 年 3 月 31 日現在の行政区域内人口は 24,129 人、給水人口は 24,129 人であり、人口普及率は 100%となっています。

(図表 1-1) 給水の概要

供用開始年月日	昭和 34 年 7 月 1 日	計画給水人口	35,000 人
法適(全部・財務)・ 非 適 の 区 分	法適用	現在給水人口	24,129 人
		有収水量密度	3,370.7 m ³ /ha

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

② 施 設

本町の水道施設概要は(図表 1-2)のとおりです。

(図表 1-2) 施設の概要

水 源	☐ 表流水 ☐ ダム ☐ 伏流水 ☐ 地下水 ☒ 受水 ☐ その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長	113.17 km
	受水・配水池	5		
施 設 能 力	19,250 m ³ /日		施 設 利 用 率	37.06%

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

■県域水道ビジョンについて

本町は、奈良県が進める「県域水道ビジョン(平成 23 年 12 月策定)」および「新県域水道ビジョン(平成 31 年 3 月策定)」(以下、県域水道ビジョン)を踏まえて水道事業の在り方について継続的に検討しています。

県域水道ビジョンでは、県内の市町村を、大和平野を中心に人口密度の高いエリアに位置し、主に上水道事業を行う「上水道エリア」と、県の東部や南部に位置する中山間地域で、簡易水道事業を行う「簡易水道エリア」に区分し、エリア毎に水道事業の在り方について検討しています。

また、「上水道エリア」は、県営水道が用水供給事業を行い、11 市 12 町 1 村が上水道事業を行う「県営水道区域」と、吉野川を水源として 1 市 3 町が上水道事業を行う「五條・吉野区域」から構成されています。

県域水道ビジョンでは、それぞれのエリアにおいて課題と対応策を示していますが、本町が属する「上水道エリア」の県営水道区域においては、水源(県営水道、自己水)の最適化を踏まえた県営水道を軸とした垂直連携(施設の共同化)と奈良市水源の有効活用を視野に入れた将来的な水道一元化について取り組んできました。

■本町におけるファシリティマネジメント及び広域化の取り組みについて

本町では、以前は本町が所管する第 1 浄水場で作った水(自己水)と、県営水道から購入した水(県水)を、概ね 4:6 の割合で供給していました。

しかし、施設設備の経年劣化が進行して、躯体について耐震補強が必要とされていた第 1 浄水場について、大規模修繕や耐震化にかかる費用と、県営水道の受水費用について比較検討し、県営水道を選択した方が事業の効率化を図れると判断したため、平成 29 年度に県営水道から 100%受水に転換し、第 1 浄水場を廃止しました。

また、県営水道 100%での配水に伴い、施設管理に要する事業の規模が縮小したことから、同様に経年劣化が進行していた王寺町水道部庁舎から、やわらぎ会館に事務所を移転しました。

このため、現在、本町水道事業が現在管理する浄水場は 1 か所(第 2 浄水場)のみとなっています。第 2 浄水場は築後 45 年が経過していますが、耐震補強、大規模改修を実施しており、今後は定期点検・修繕を適切に行い、予防保全に努めます。

(図表 1-3) 上水道施設の位置と概要



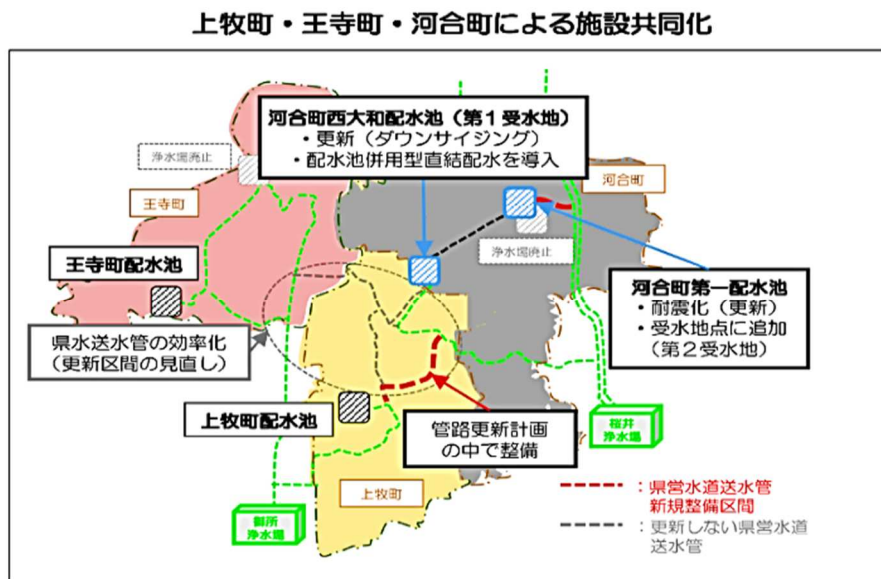
施設名	建設年	建物 構造	延べ床面積 (㎡)	築年数 (R2年時点)	耐震 診断	耐震 改修	現状
王寺町水道部庁舎	昭和 53 年	RC	657	42	実施済	未実施	廃止
第 1 浄水場	昭和 43 年	RC	271	52	実施済	未実施	廃止
第 2 浄水場	昭和 50 年	RC	268	45	実施済	実施済	稼働

■本町における施設共同化の取り組みについて

緊急時の水道水の融通に関して、県と上牧町・王寺町・河合町の3町で、配水池を共同活用する検討を行い、平成 29 年 10 月に「上牧町、王寺町及び河合町における水道施設の共同化に関する覚書」を締結し、県営水道と3町で配水池施設の共同化を進めています。

施設共同化では、配水池の必要容量 12 時間分のうち、6 時間分を県が確保し、配水池に余裕がある町の余裕容量を県が活用することとしています。

(図表 1-4) 施設共同化



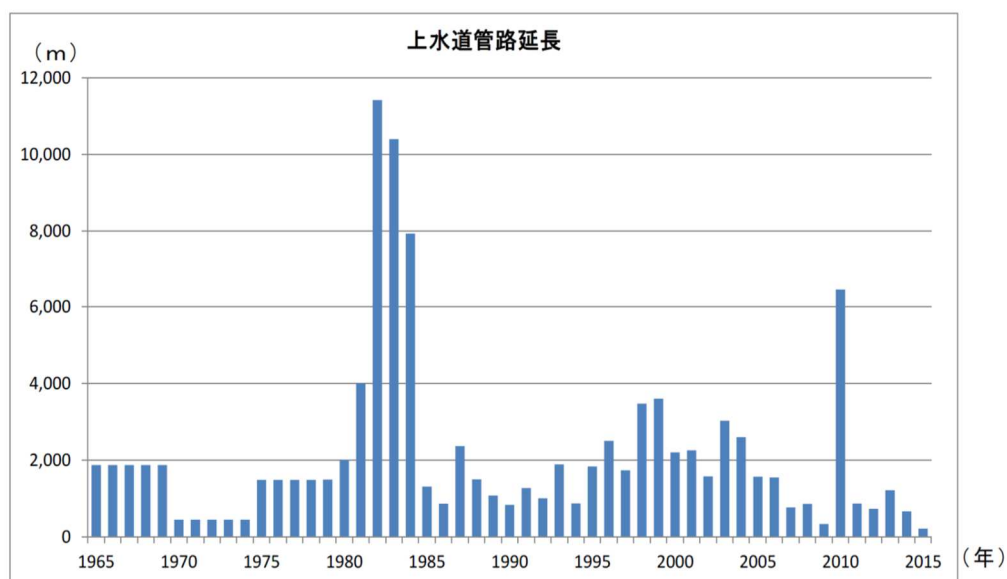
出典:新県域水道ビジョン(平成 31 年 3 月 奈良県)

■老朽管路の更新計画について

浄水場及び配水池のほか、本町水道事業は総延長約 113 km (送水管および配水管) の管路を管理しています。

建設年度別の上水道管路延長は(図表 1-5)に示すとおりです。

(図表 1-5) 建設年度別の上水道管路延長



出典:王寺町公共施設等総合管理計画(平成 29 年 3 月)

水道管路の法定耐用年数は 40 年(地方公営企業法施行規則 別表第二号)とされており、1980 年以前に建設された管路は法定耐用年数を経過しています。グラフから見てわかるように、1980 年から 1985 年に集中的に管路が建設されているため、更新時期も集中することが懸念されます。

このようなことを踏まえ、本町では、平成 25 年度に管路更新計画を策定しました。具体的には、計画策定当時、法定耐用年数を超えていた老朽管について劣化状況等を調査・評価し、更新の優先順位を設定した上で、優先度に応じた事業スケジュールを策定しており、現在は、この管路更新計画に基づく老朽配水管の更新を順次行っています。

今後も引き続き、計画的な更新を行うとともに、財源の確保にも取り組んでいく必要があります。

③ 料 金

☆ 現行の水道料金

本町の水道料金は、(図表 1-6)のとおり王寺町上水道給水条例(昭和 43 年 2 月 25 日条例第 12 号)に定めています。直近の料金改定(※消費税のみの改定は含まない)は、平成 27 年 4 月 1 日に行い、全体の改定率は△12.5%でした(料金の引き下げを実施)。

(図表 1-6) 王寺町水道料金表

(税抜き)

用途 種別	基本料金 (1 か月につき)		従量料金 (1 m ³ につき)	
	メーター口径 mm	金額 円	水量 m ³	金額 円
一般用	13	600	1～10	115
	20	1,000	11～20	165
	25	1,700	21～30	175
	30	2,000	31～40	205
	40	9,000	41～50	210
	50	11,000	51 以上	255
	75	21,000		
	100	34,000		
臨時用		1,500	1 m ³ につき	500

※ 「一般用」とは、臨時以外に使用するもので、メーターの口径により区分する。

※ 「臨時用」とは、使用期間が1年以内で臨時に使用する工事用水等をいう。

☆ 料金体系の概要・考え方

料金体系は一般用と臨時用とに区分しています。一般用は、口径に応じて定められている基本料金に、使用水量に応じた従量料金を加えて、消費税額を加算した金額となります。臨時用は基本料金 1,500 円に従量料金を加えて、消費税を加算した金額です。

本町の料金体系は、一般家庭が多く利用する、メーター口径 13 mm、20 mmの基本料金を比較的低めに設定することにより、低廉な生活用水の確保を可能にするとともに、従量水量分については、逦増型とすることにより、水利用の合理化を促すという考え方を採用しています。

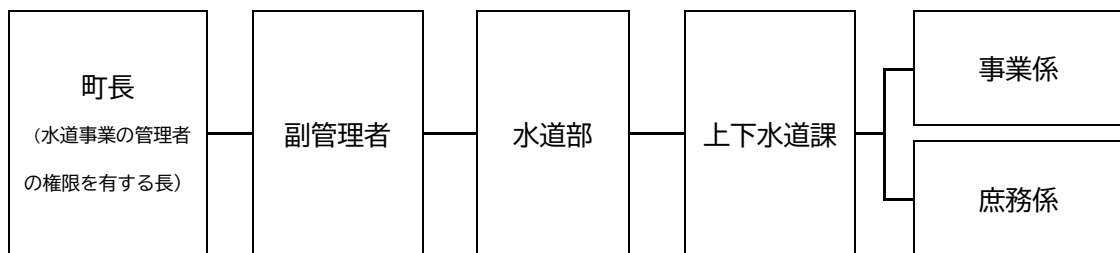
料金水準は、水道事業の運営に必要な原価を賄える水準を基本とし、県営水道の受水費や近隣自治体の料金水準等も勘案して、総合的に検討を行い決定しました。

④ 組 織

本町の水道事業は、水道部上下水道課が所管しています。

水道事業に地方公営企業法の全部を適用していますが、管理者は置かず、管理者の権限を有する長(町長)とその下に副管理者を置いています。また、管理者の権限を有する長の事務を処理する部署として、水道部を設置しています。(図表 1-7)。

(図表 1-7) 組織体制



水道部職員の職階及び人数は(図表 1-8)に示すとおりです。

(図表 1-8) 水道部職員の内訳

職階	人数(人)	事務分掌
部長	1	
課長	1	
係長	2	事業に関すること：1人 庶務に関すること：1人
主任	2	事業に関すること：1人 庶務に関すること：1人
主事	1	庶務に関すること：1人
主事補	1	事業に関すること：1人
(合計)	8	

(令和3年1月1日現在)

(2)これまでの主な経営健全化の取組

本町の水道事業は、奈良県が推進する「県域水道ビジョン(平成23年12月策定)」および「新県域水道ビジョン(平成31年3月策定)」を踏まえて、経営健全化の取組みを行ってきました。これまでの主な取組みは次のとおりです。

◇ 県営水道への転換

本町では、従前より、一部県営水道からの受水を行っていましたが、第一浄水場の更新時期が到来したため、第1浄水場を更新するか、県営水道から100%受水するかと比較検討を行いました。その結果、県営水道から100%受水することを選択した方が第1浄水場の更新費用にかかる財政状況の急激な悪化が抑えられると判断したため、平成29年度に県営水道から100%受水に転換し、第1浄水場を廃止しました。

◇ 職員定数の適正化と職員能力の向上による業務能率の向上

本町では、平成29年度に第1浄水場を廃止したため、それまで第1浄水場の運転に要していた人員の削減が可能となりました。そのことをきっかけに職員定数や業務内容の見直しを検討し、それまで11名だった水道事業職員を8名まで削減いたしました。

☆ 経費の節減及びコスト意識の保持

本町水道事業では、検針業務等を民間事業者へ委託して実施することで業務の効率化を図っています。他の業務についても、外部への委託可能性と費用対効果を検討し、業務の合理化・効率化を追求するとともに、少ない経費で高い住民サービスを行うことができるよう、日々コスト意識を持って事業を運営しています。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

令和元年度の経営分析比較表は別紙のとおりです(別紙 1)。

■経営の健全性・効率性について

本町は平成 29 年度に第 1 浄水場を廃止して、県水受水 100%に転換したため、第 1 浄水場の固定資産除却費を計上した影響により、経常収支比率、料金回収率、給水原価が一時的に悪化しましたが、平成 30 年度からは数値も回復しました。経常収支比率、料金回収率ともに 100%を上回っており、累積欠損比率は 0%を維持しているため収益性は良好であると判断できます。ただし、給水原価については県水受水の単価が他府県より高く類似団体平均を上回っているため、更なるコスト削減の追求が必要です。

また、建設事業費にかかる財源を国庫補助金や工事負担金、内部留保資金で賄っており、返済が必要な企業債に依っていないため、企業債残高対給水収益比率は毎年度減少しています。平成 12 年度以降は起債を行っていないことから、企業債の元利償還にかかる財務的負担も少なく、流動比率も良好な状況です。

ただし、管路については老朽化が進んでおり、有収率は類似団体平均より高いものの、徐々に下がってきているため、点検や漏水調査等を計画的に実施し、更新を含めた適切な維持管理を行う必要があります。また管路更新の財源確保についても検討する必要があります。

施設利用率については、37%程度と、類似団体平均と比べても低い状況です。事故等のバックアップとして多少の余剰能力は必要ですが、施設の効率性や維持管理にかかるコスト面では課題となります。今後の人口減少による水需要の減少局面においては、施設利用率はさらに低下することが懸念されます。このため、配水池については、平成 29 年 10 月に「上牧町、王寺町及び河合町における水道施設の共同化に関する覚書」を締結し、県営水道と 3 町で配水池施設の共同化を進めています。配水池の余剰容量を県営水道緊急貯留施設の代替と位置づけ、3 町の緊急貯留池として活用することで、県営水道の送水体制の強化を企図しています。また、配水管路の更新においては、ダウンサイジングを検討するなど、将来の利用状況に即した、施設の効率性に着目した計画を遂行する必要があります。

■老朽化の状況について

管路施設は、供用開始から継続的に布設されていますが、なかでも 1980 年代に布設されたものが多く、今後 10 年以内に法定耐用年数を迎えます。また、既に法定耐用年数を超えて使用されている管路もあるため、老朽化を原因とする漏水の発生頻度も高まってきており、有収率は低下傾向にあります。このため、平成 26 年度から継続事業として生活基盤施設耐震化等交付金の採択を受け、管路更新計画に基づき耐用年数を経過した老朽配水管の更新を行っているところです。

2. 将来の事業環境

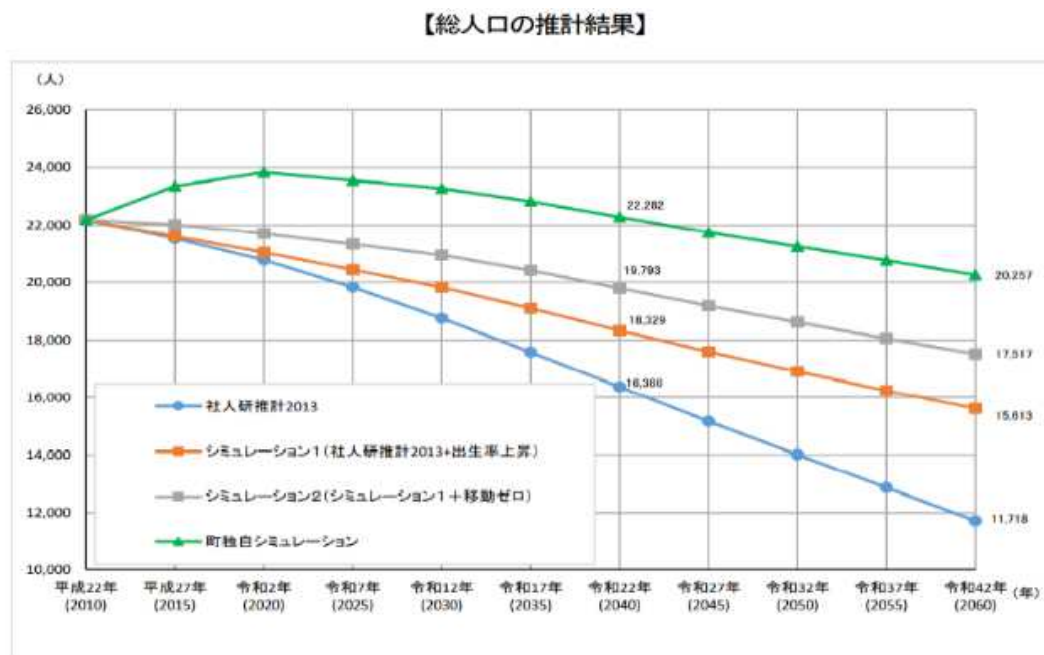
(1)給水人口の予測

国勢調査における王寺町の総人口は、大正 9(1920)年から継続して増加し、平成 7(1995)年に最も多い 24,574 人に達しました。それ以降は、平成 22 年まで減少が続いていましたが、大規模な宅地の開発等により増加に転じ、平成 27(2015)年には 23,025 人まで増加しました。平成 27(2015)年の国勢調査結果を反映した国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)の推計(平成 30(2018)年推計)では、今後、令和 2(2020)年まで人口が増加すると予想されますが、その後は減少を続け、令和 27(2045)年には 17,353 人(人口ピークである平成 7(1995)年から約 30%減少)になるものと推計されています。

本町では平成 28 年 3 月に「王寺町総合戦略」を策定し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望として「王寺町人口ビジョン」(以下、人口ビジョン)を示しました。その後、令和 2 年 2 月に「第 2 期王寺町総合戦略」を策定し、王寺町人口ビジョンの見直しを行いました。

人口ビジョンにおける将来人口推計は、シミュレーション 1、シミュレーション 2 および王寺町独自シミュレーションの 3 パターンを実施しました(図表 2-1)が、自然増減と社会増減の両面から取り組みを進め、合計特殊出生率の向上と転出抑制、転入促進を図ることにより、2060 年の目標人口を 20,000 人と設定しています。

(図表 2-1) 王寺町の将来人口推計



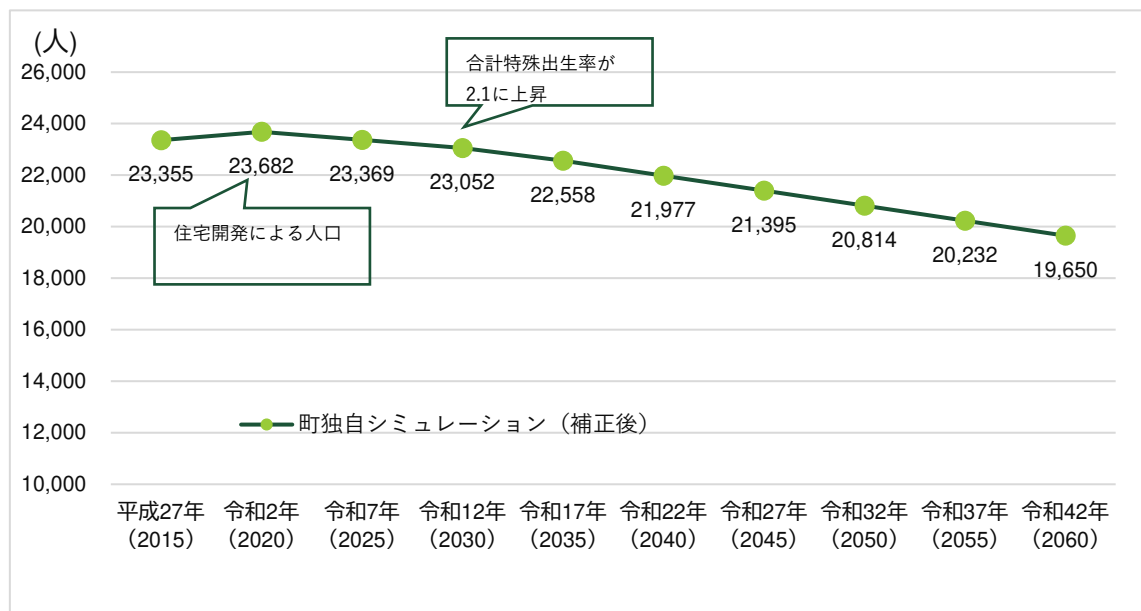
出典:第 2 期王寺町総合戦略(令和 2 年 2 月)

(参考) 各推計の仮定

推計方式	出生・死亡に関する仮定	移動に関する仮定
社人研推計 2013	平成 17 (2005) ～平成 22 (2010) 年の人口動向を勘案し、将来人口を推計	平成 17 (2005) ～平成 22 (2010) 年の全国の移動総数が平成 27 (2015) ～令和 2 (2020) 年までに定率で 0.5 倍に縮小し、その後はその値で推移すると仮定
シミュレーション 1	合計特殊出生率が令和 12 (2030) 年までに人口置換水準 (2.1) まで上昇すると仮定	同上
シミュレーション 2	同上	移動 (純移動率) がゼロ (均衡) で推移すると仮定
町独自シミュレーション	同上	宅地開発 (南元町) による人口増加分を加味

以上を踏まえ、本戦略においては、人口ビジョンの町独自シミュレーションに基づいて、給水人口の予測を行います。ただし、人口ビジョンにおける町独自シミュレーションの将来人口推計は平成 27 年度までの実績値を基に推計した数値であるため、本戦略を策定するにあたり、令和元年度奈良県人口推計による補正を加えたものを将来人口として用いることとしました。(図表 2-2)

(図表 2-2) 町独自シミュレーション (補正後)



本町は人口普及率が 100%に達しているため、給水人口は人口の増減に影響するものと予測されます。

{

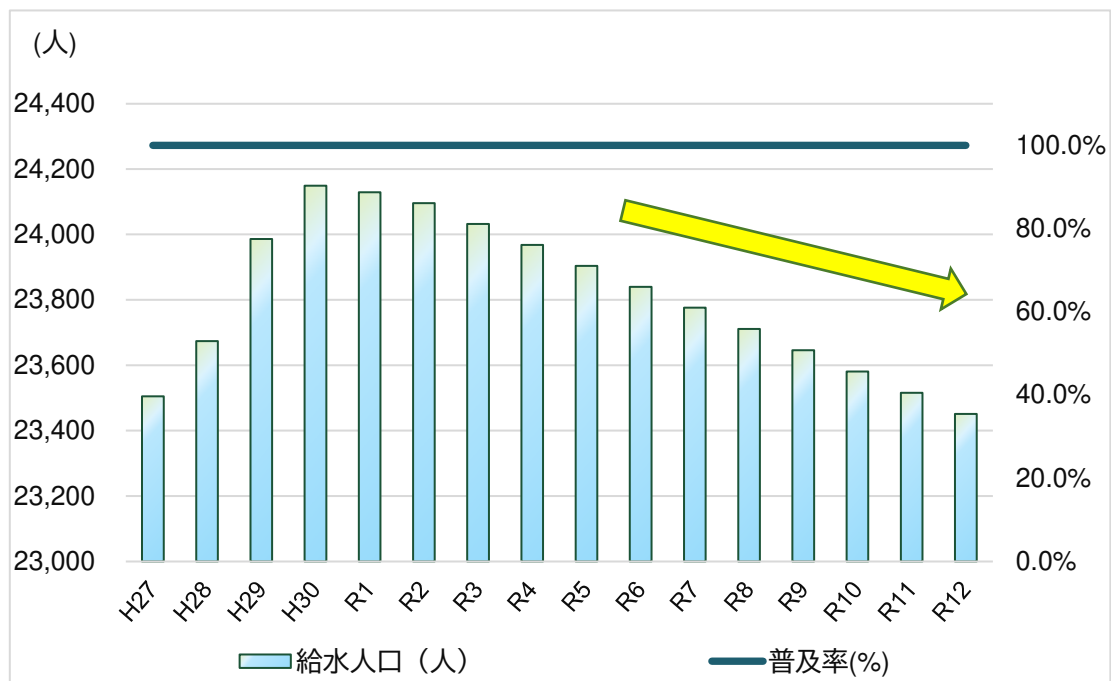
■ 予測方法

給水人口…令和元年度実績値×将来人口予測増減率

}

給水人口は、南元町地区の住宅開発により増加傾向にあったものの、令和元年度以降は人口減少の影響を受けて減少に転じ、以降も漸減していく見込みです。令和元年度末現在 24,129 人の給水人口は、令和 12 年度には約 3%減少し、23,451 人となる見通しとなりました。
(図表 2-3)

(図表 2-3) 給水人口推計



(2)水需要の予測および料金収入の見通し

水需要(有収水量)および料金収入の予測方法は次のとおりです。なお、本戦略の作成時点において、料金改定の実施予定はないため、現行の料金体系を維持することを前提としています。

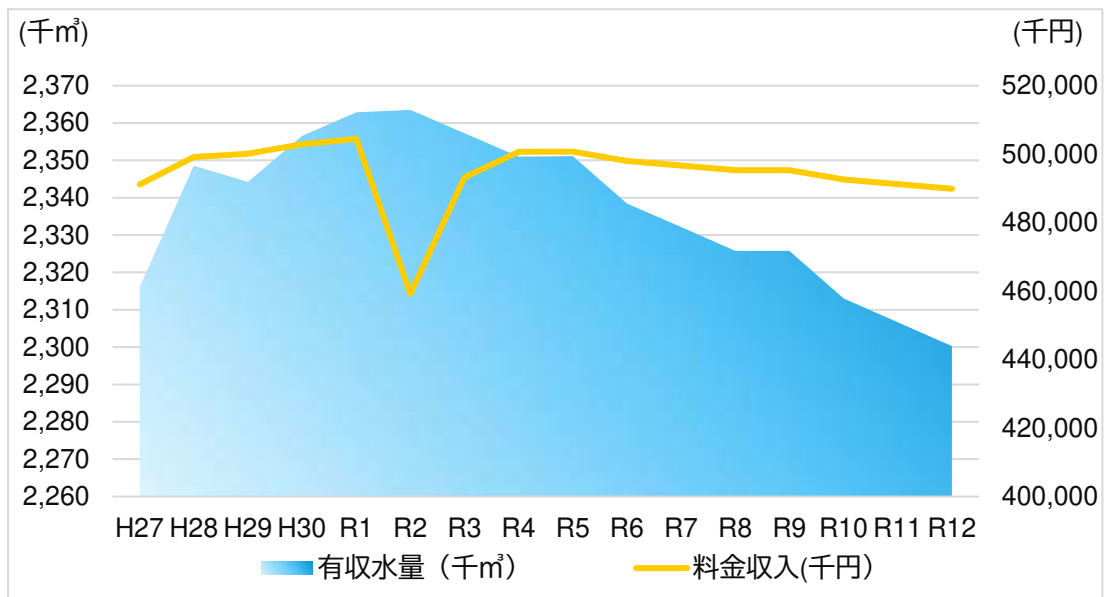
■ 予測方法

有収水量…令和元年度実績値×給水人口増減率

料金収入…有収水量×供給単価(直近5年間の平均値)

水需要は人口減少により漸減していく見通しであるため、料金収入もこれに比例して減少していく見通しとなりました。(図表 2-4)

(図表 2-4) 水需要の予測および料金収入の見通し



注: 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が町民の皆様の生活に甚大な影響をもたらしている状況を踏まえ、7～10月分の水道料金の基本料金を免除したため、料金収入が下がる見込みです。

(3) 組織の見通し

本町では、平成29年度に第一浄水場を廃止したのを機に職員定数や業務内容の見直しを行い、それまで11名だった水道事業職員を8名まで削減いたしました。

今後については、現時点で、職員の増員や削減に関して具体的に決定している方針はありませんが、県が主導して令和7年度までに県内上水道事業の事業統合が予定されているため、事業統合後の組織体制について他の先行事例を参考にしつつ、継続的に検討することが必要となります。

3. 経営の基本方針

「王寺町総合計画(2019年度～2028年度) 令和元年3月」において、『快適で暮らしやすいまちづくり』をまちづくり目標に掲げ、都市基盤の充実のために上下水道については、『上下水道の更なる整備によって生活環境が整ったまち』を目指す姿としています。本戦略においても、この方針を基本として、将来にわたって安定的に水道水を供給していくため、引き続き水道事業の健全な運営を目指し、持続可能な水道事業の運営に向けて次のことに取り組みます。

① 広域化の検討

…奈良県が進める「県域水道ビジョン」を踏まえつつ、水道事業の広域化について研究、検討を行います。具体的には、令和7年度までに県内上水道事業の事業統合に向け、県域水道一体化検討会の専門部会やワーキンググループで広域化の実現を目指した検討・協議を行います。

② 老朽配水管の更新

…「王寺町管路更新計画」に基づいて、布設後40年以上経過している老朽配水管のうち、管の直径が250mm以上の基幹配水管路を優先して計画的に更新事業を実施します。また、今後、耐用年数に到達する配水管についても順次更新を行います。

③ 水道料金の見直し

…住民の負担を軽減するため、水道料金の見直しに向けた検討が必要です。一方で、老朽化した管路の更新や維持に多額の費用が必要と見込まれるため、財源の確保についても同時に検討していく必要があります。今後の県営水道料金(受水費)の動向を見極めながら、随時、料金の見直しを検討します。

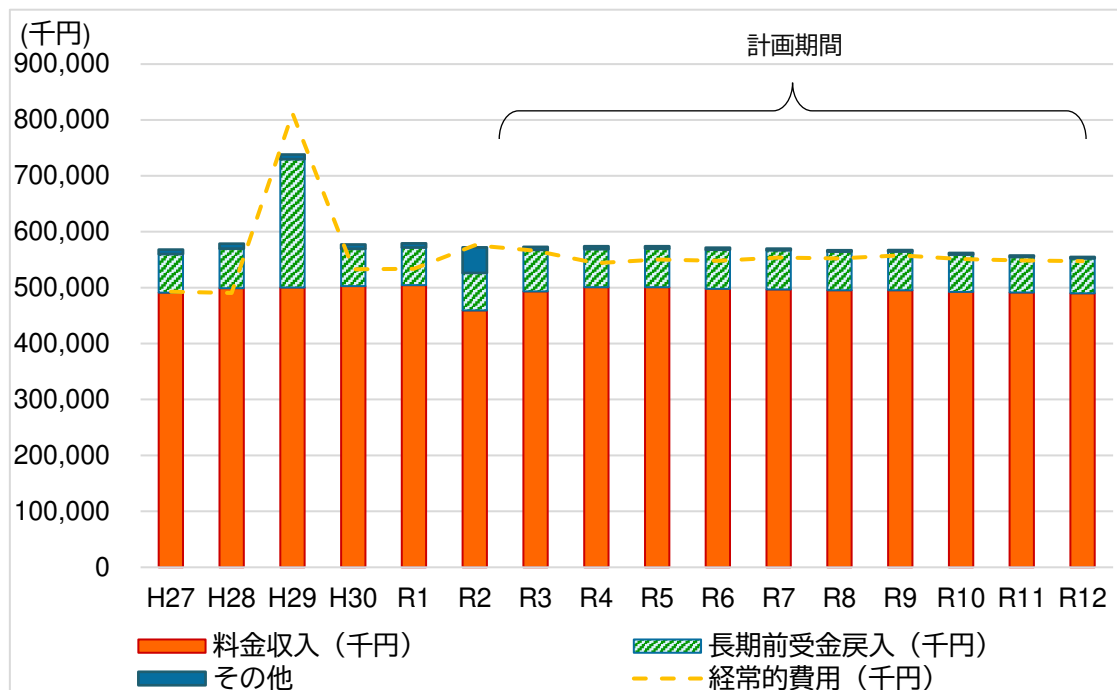
4. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画)

投資・財政計画(収支計画)を別紙2に示します。

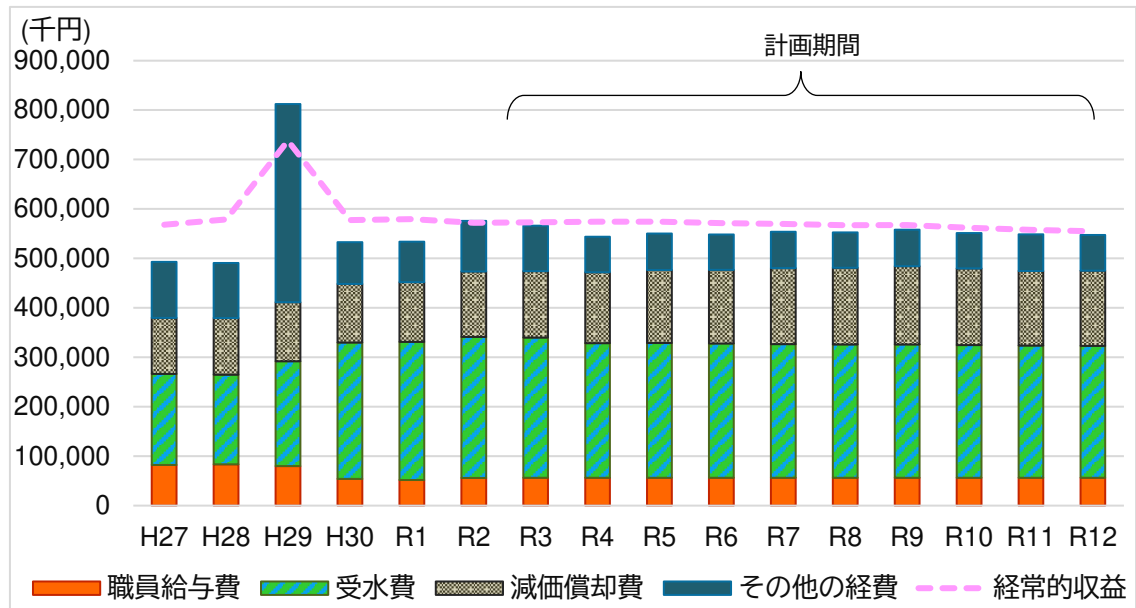
経常的収益は、主に給水収益と長期前受金戻入で構成されています。町全体の人口が減少する影響により、料金収入は徐々に減少していく見通しです。また、水道事業においては建設投資に係る財源の多くを内部留保資金等の自己財源で賄うため、長期前受金戻入も漸減する見通しです。(図表 4-1)

(図表 4-1) 経常的収益の内訳・推移



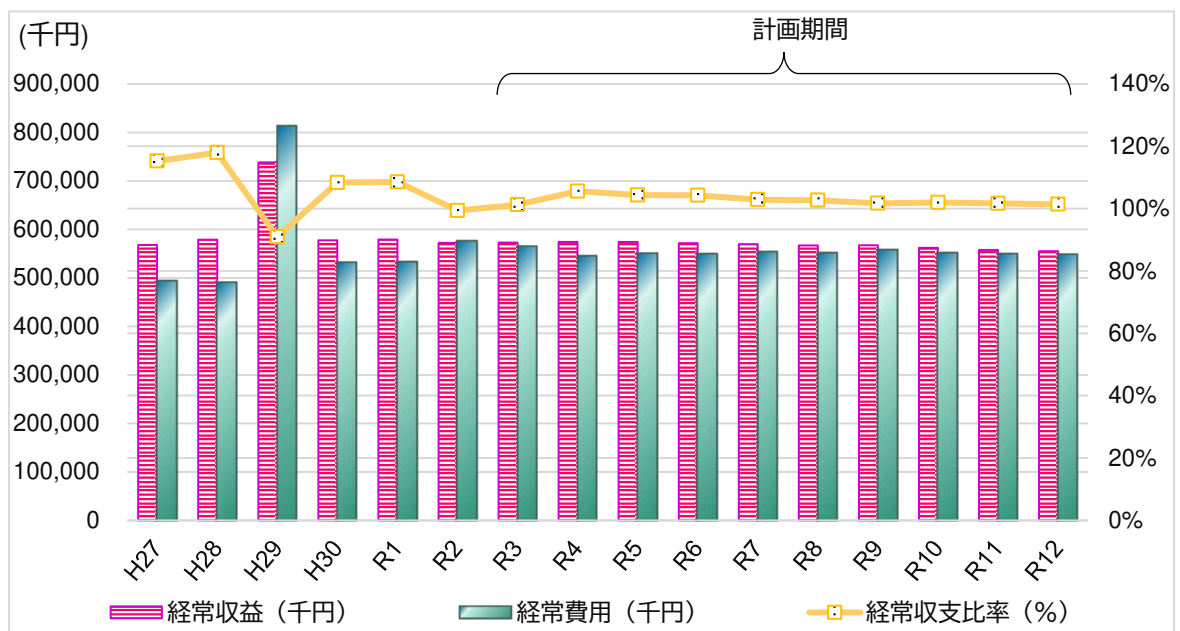
経常的費用は、主に職員給与費と受水費、減価償却費、その他の経費で構成されています。水需要が減少していく見通しであるため、受水費は漸減していくものと見込んでいますが、その他の経費は、一部物価上昇の影響を見込んでいるものもあるため漸増し、結果として費用総額は横ばいとなる見通しです。(図表 4-2)

(図表 4-2) 経常的費用の内訳・推移



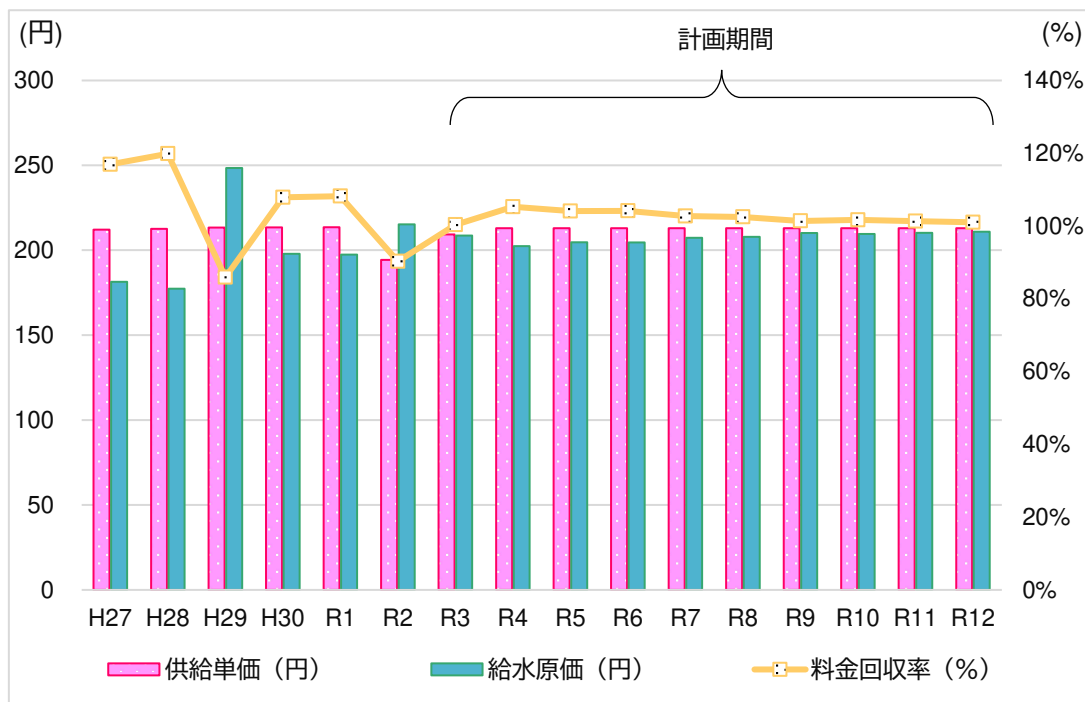
経常収益は漸減し、経常費用は横ばいとなる見込みであるため、経常収支比率は徐々に下がっていく見通しとなりました。(図表 4-3)

(図表 4-3) 経常収支及び経常収支比率の推移



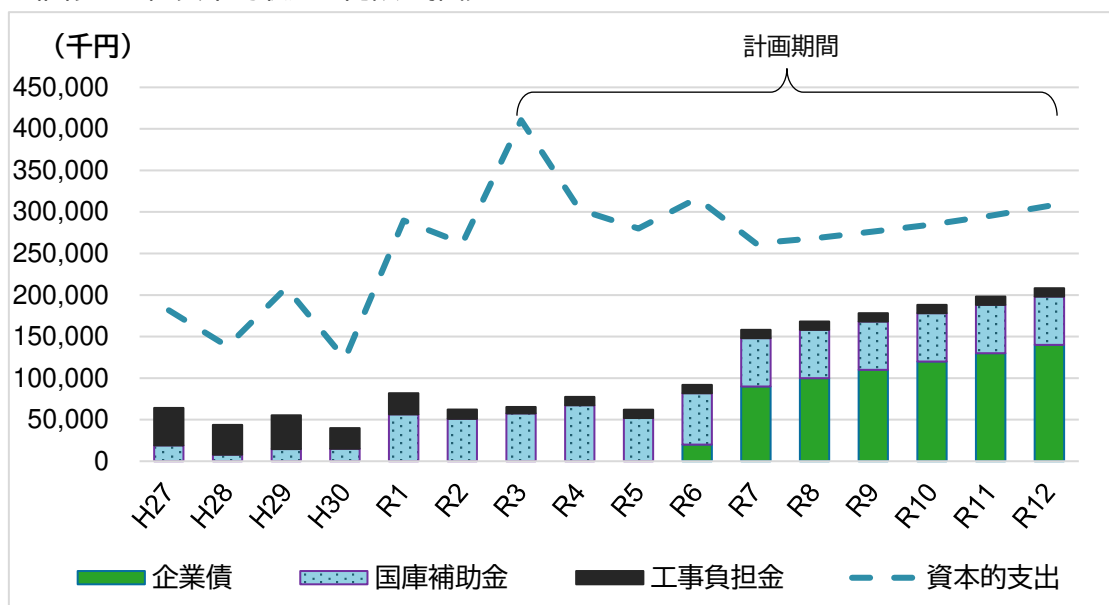
本収支計画では、料金値上げを見込んでいないため供給単価は一定です。給水原価が徐々に増加するため、今後、料金回収率は低下していく見通しとなりました。(図表 4-4)

(図表 4-4) 料金回収率



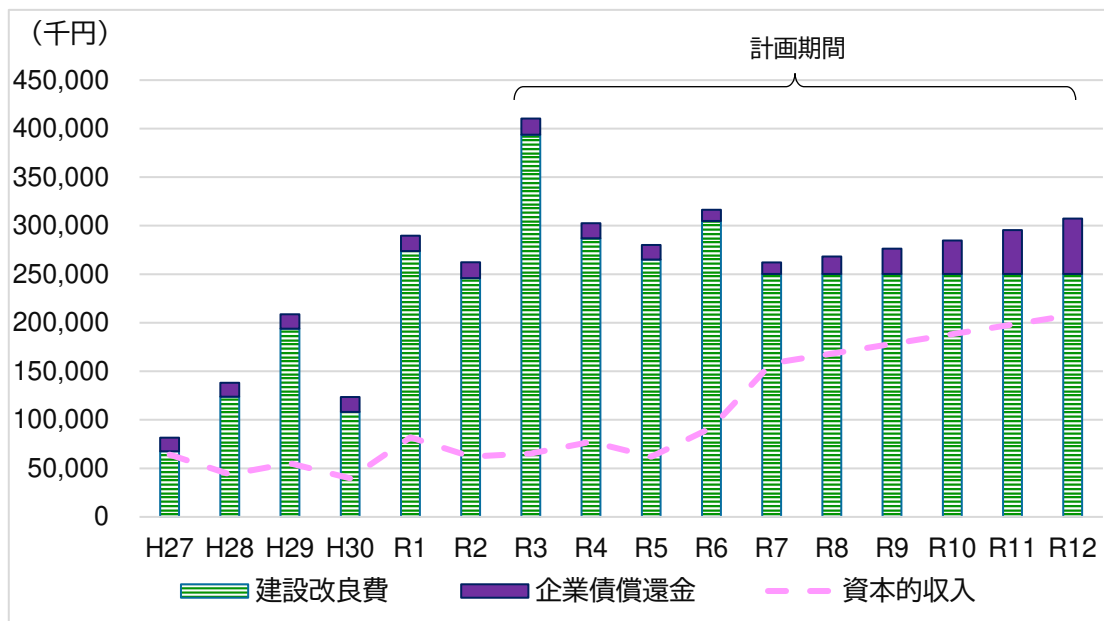
資本的収入は、企業債と国庫補助金、工事負担金を見込んでおり、建設改良費に充てる計画です。(図表 4-5)

(図表 4-5) 資本的収入の内訳・推移



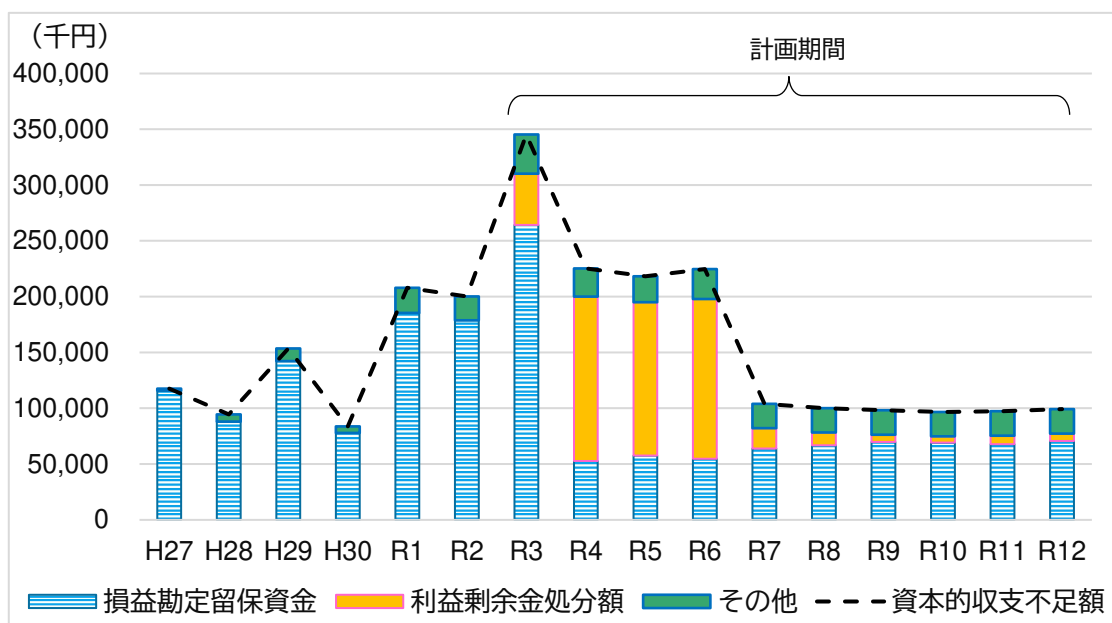
資本的支出は、建設改良費と企業債償還金です。令和 6 年度以降に新たな企業債の借り入れを行う予定であるため、令和 7 年度以降、企業債償還金は増加していく見込みです(図表 4-6)。

(図表 4-6) 資本的支出の内訳・推移



資本的収入額が資本的支出額に不足する額は損益勘定留保資金、利益剰余金処分類、その他で補填できる見通しです。(図表 4-7)

(図表 4-7) 補填財源の内訳



(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

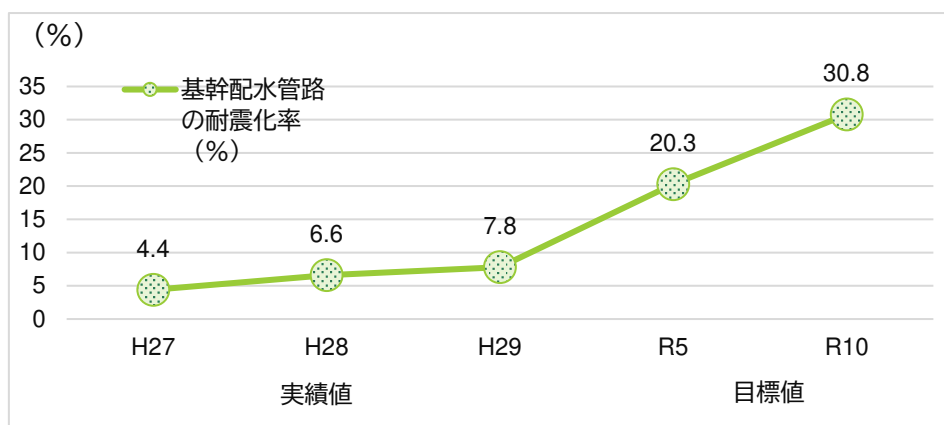
➤ 投資の考え方

本町水道事業では、布設後 40 年以上経過している老朽配水管のうち、管の直径が 250 mm以上の基幹配水管路を優先して計画的に更新事業を実施しています。基幹配水管路の更新が完了した後は、耐用年数に到達するその他の配水管についても、緊急度や重要度に応じて優先順位を付けながら、計画的に更新を行います。

➤ 目標：基幹配水管路の耐震化率向上

基幹配水管路については、更新時に耐震化を進めており、本戦略の上位計画である「王寺町総合計画(2019 年度～2028 年度) 令和元年 3 月」において、管の直径 250mm以上の基幹配水管路の耐震化率を令和 5 年度で 20.3%、令和 10 年度で 30.8%とすることを成果指標に掲げていることから、本経営戦略における投資目標もこれを踏襲します。(図表 4-8)

(図表 4-8) 基幹配水管路耐震化率の目標

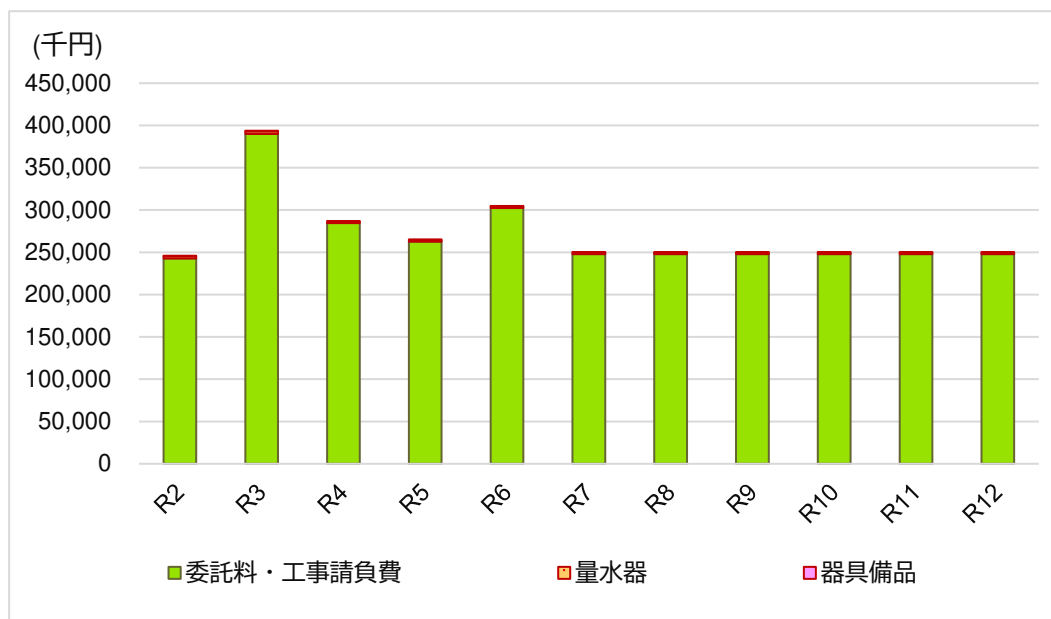


➤ 建設改良費の内訳

建設改良費は、配水設備の更新にかかる設計業務や監理業務などの委託料と、配水池の電気設備等の更新及び配水管布設替えにかかる工事請負費を計上しました。また、この他に、量水器や器具備品を購入する費用も見込んでいます。

計画期間における各年度の建設改良費の内訳は次の通りです。(図表 4-9)

(図表 4-9) 建設改良費の内訳



② 収支計画のうち財源についての説明

➤ 財源の考え方

(ア) 料金収入

「2.将来の事業環境(2)水需要の予測及び料金収入の見通し」のとおりです。

料金の改定については、今後の検討事項とし、本計画においては料金据え置きとしています。

(イ) 繰入金

総務省による「地方公営企業繰出金について(通知)」が示す繰出基準内の繰入金のみを計上しています。

(ウ) 企業債

現在は、今までの減価償却費等により積み立ててきた自己資金があるため、新たな起債を抑制しているところですが、設備や管路の更新等に要する費用の財源を確保するため、令和6年度以降は企業債の発行を計画しています。

(エ) 国庫補助金

水道管路耐震化等推進事業にあたっては、事業費の一部について国庫補助金を受けられるため、事業費に一定率を乗じて計上しています。

(オ) 工事負担金

給水装置を新設する場合、1戸当たりの加入負担金として、口径別に定められた加入負担金(王寺町上水道給水条例第14条第2項)を受領しています。加入負担金は建設改良費に充当する計画であり、過年度の受領額を参考に年10,000千円を計上しています。

➤ 目標：住民負担の軽減と健全経営の両立

項 目	目 標
経常収支比率	100%の維持
料金回収率	100%の維持
企業債残高	計画期間内に残高ゼロとする

経常収支比率は、単年度収支が黒字であることを示す比率で100%以上であることが必要です。本町水道事業では、これまで100%を上回る水準で推移してきましたが、今後は、料金収入の減少により100%の達成が難しくなる予想です。適正な料金体系の設定による収入の確保と経費の節減に努め、経営基盤の強化を図る必要があります。

また、配水池の電気設備等の更新や老朽配水管の更新及び耐震化事業を着実にやっていく必要がありますが、一部、国庫補助金を受けられる見込みであるものの、他の財源は、令和5年度までは内部留保資金を取り崩して対応し、令和6年度以降は企業債を活用していく予定です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(ア) 職員給与費…1人あたり職員給与費×職員数

※ 1人あたり職員給与費は令和3年度予算額から算出した1人あたり職員給与費

(イ) 動力費…配水量1m³あたりの動力費×予測配水量

※ 配水量1m³あたりの動力費は令和3年度予算額をもとに算定し、物価上昇率(年0.5%とする)を加味した

(ウ) 委託料…今後事業を推進していく上で発生すると見込まれる委託料を計上

(エ) 受水費…基準水量×130円＋超過水量×90円

※ 基準水量＝1日最大給水量(過去4年平均)×県水率60.6%×365日×70%

(オ)その他の経費…直近 5 年間(平成 27 年度～令和元年度)の実績平均値に物価上昇(年 0.5%とする)を加味

(カ)減価償却費

既得資産…固定資産システムより推計

取得予定資産…配水管 40 年、電気設備 15 年、量水器 8 年、器具備品 10 年で償却費を算定

(キ)地方債利息…償還計画をもとに計上

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

(ア)広域化

平成 29 年度に県営水道からの受水を 100%に切り替えており、一定の広域化は実施済みです。今後は、令和 7 年度までに県内上水道事業の事業統合に向け、県域水道一体化検討会の専門部会やワーキンググループで広域化の実現を目指した検討・協議を行います。

(イ)民間資金・ノウハウなどの活用(PPP/PFI 等の導入)

現時点で、PPP/PFI などの民間活用手法の導入予定はありません。奈良県が進める「県域水道ビジョン」を踏まえつつ、近隣自治体の事例も参考にしながら、民間資金・ノウハウなどの活用について研究、検討を行います。

(ウ)アセットマネジメントの充実(施設・設備の長寿命化などによる投資の平準化)

平成 25 年度に「王寺町管路更新計画」を策定し、これに基づき平成 27 年度から計画的に老朽管の更新を実施しています。今後も、引き続き適切な計画に基づく管路更新事業を実施していき、将来にわたり安心・安全な水道水の提供を継続していきます。

(エ)施設・設備の廃止・統合(ダウンサイジング)、施設・設備の合理化(スペックダウン)

平成 29 年度に県営水道からの受水 100%に切り替えたため、第 1 浄水場を廃止しており、主要な施設についての検討は完了しています。第 2 浄水場や配水池の更新を検討する際は、将来の給水人口の推移や水需要の予測に基づいた適切な施設・設備の規模を把握に努め、ダウンサイジングやスペックダウンの可能性を模索します。

(オ)その他の取り組み

第 2 浄水場については、保守・点検を定期的 to 実施し、適切な維持管理に努めます。

② 財源についての検討状況等

(ア) 料金

本経営戦略期間中における料金改定の実施の有無については、現時点で未定です。住民の負担を軽減するため、水道料金の見直しに向けた検討が必要です。一方で、老朽化した管路の更新や維持に多額の費用が必要と見込まれるため、財源の確保についても同時に検討していく必要があります。今後の県営水道料金(受水費)の動向を見極めながら、随時、料金を見直しを検討します。

(イ) 企業債

将来世代に過度な負担を強いることがないよう、計画的かつ着実な償還による企業債残高の圧縮に取り組みます。

(ウ) 繰入金

繰入金は基準内のもののみとし、独立採算制による事業経営を継続します。

(エ) 資産の有効活用等による収入増加の取り組み

施設共同化によって、配水池の余裕容量を県に活用させることができます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

(1) 経営戦略の事後検証、更新等に関する方針

経営戦略の事後検証については、PDCA サイクルを活用して毎年度の進捗管理（モニタリング）を実施します。また、計画期間の中間時点において、経営戦略の見直し（ローリング）の実施を行います。なお、ローリングに際しては、国及び県の施策の方向性を捉えるとともに、本町における他の計画との整合性に十分留意します。

(2) モニタリング及びローリングの具体的手法(PDCA サイクルの活用)

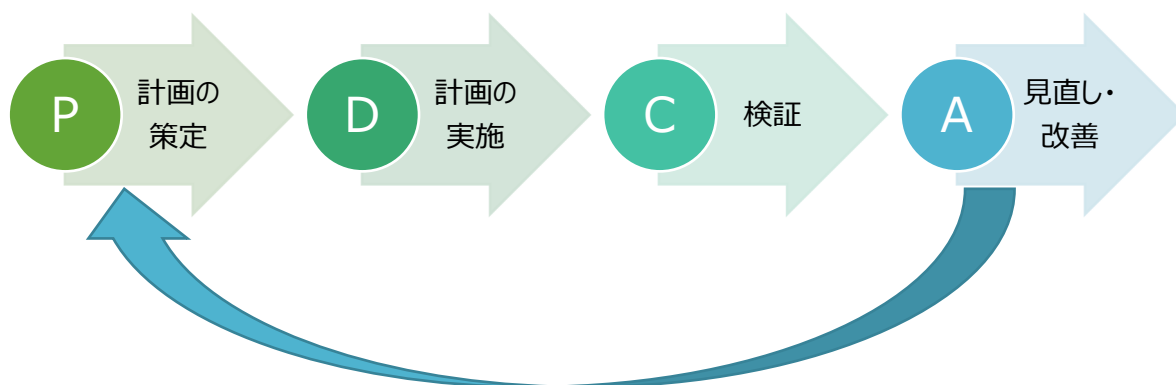
モニタリング: 毎年度の評価

- ・決算及び投資・財政計画(収支計画)の実績値を把握し、計画値との乖離度合いを確認します。
- ・計画値と実績値に著しい乖離がある場合は、その原因を分析し、対策を検討します。
- ・経営比較分析表を活用して各指標を確認し、本町水道事業の現状を正しく把握して将来の政策形成の参考とします。

ローリング: 3～5 年ごとの見直し

- ・投資・財政計画(収支計画)における実績値の推移を把握し、目標の適正性を検証します。
- ・見直し時点における国、県及び町の各種施策との整合性評価を行います。
- ・投資の実施状況を検証します。
- ・課題の洗い出しを行い、課題に対する改善策等の立案や今後の目標を検討します。
- ・投資財政計画を含む経営戦略の更新を実施します。

(図表 5-1) PDCA サイクル活用イメージ





王寺町水道事業経営戦略

発行： 令和 3 年 3 月

発行者： 王寺町

〒636-8511

奈良県北葛城郡王寺町王寺 2 丁目 1 番 23 号

TEL 0745-73-2001(代表) FAX 0745-32-6447

URL <http://www.town.oji.nara.jp/>

編集： 水道部上下水道課

1. 経営比較分析表(令和元年度決算)
2. 投資・財政計画(収支計画)

経営比較分析表（令和元年度決算）

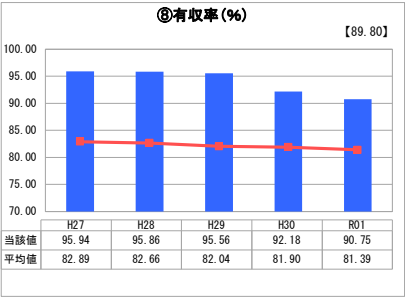
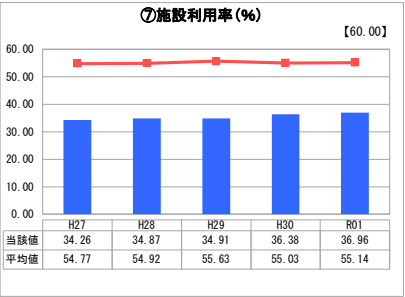
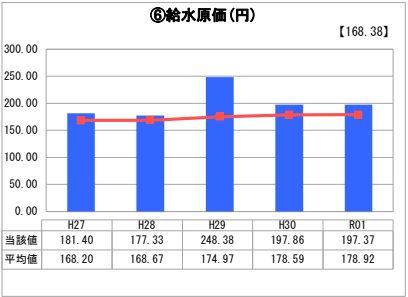
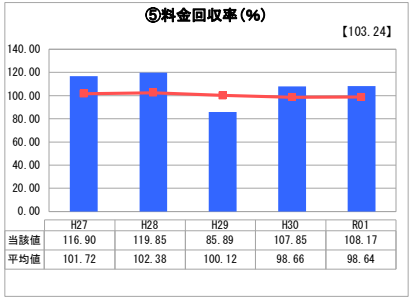
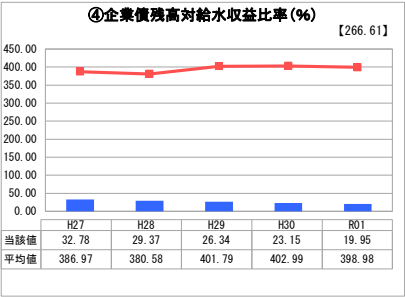
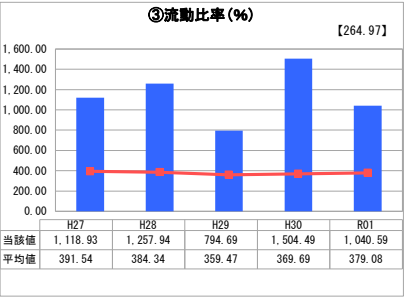
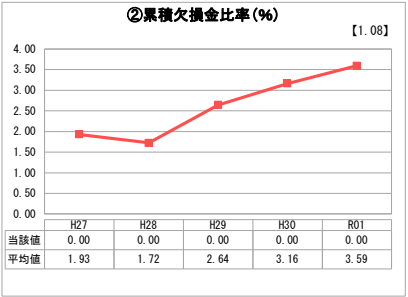
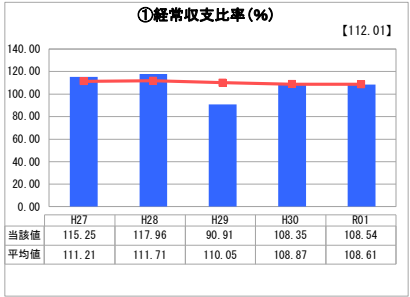
奈良県 王寺町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A6	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	95.35	100.00	3,740	

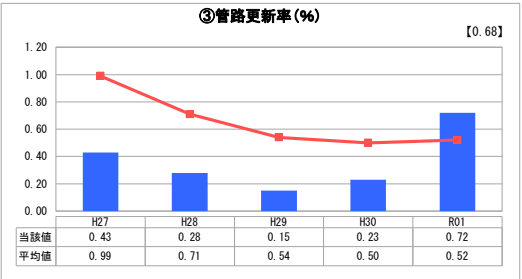
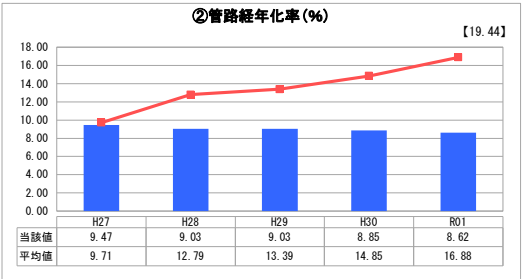
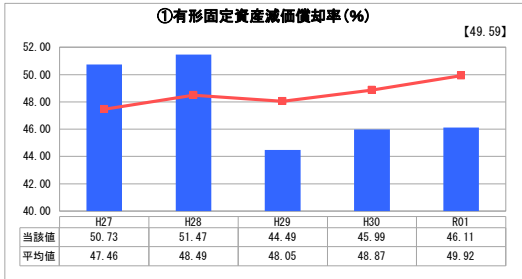
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
24,196	7.01	3,451.64
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
24,129	7.01	3,442.08

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率・⑤料金回収率についてはいずれも県受水１００％に切替を行い、浄水場の廃止した平成２９年度を除き、１００％以上を保っており横ばい状態である。③流動比率については、類似団体や全国平均と比較すると高水準を維持しているが、施設の更新費用の増大により現金預金は減少傾向にある。④企業債残高対給水収益比率については、平成１３年度以降企業債の借入を行わず料金収入による事業運営を行うことで類似団体と比較して低水準を維持している。

⑥給水原価については、県受水１００％に切り替えを行った平成２９年度を除き、ほぼ横ばい状態ではあるが、類似団体より高い水準であるため施設の維持管理経費等の更なる削減に努め健全経営を維持していく必要がある。⑦施設利用率についてはほぼ横ばい状態である。⑧有収率においては、類似団体平均を上回っているが、減少傾向にあるため定期的に漏水調査を行い有収率の改善に取り組んでいる状況である。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率については、類似団体平均より下回っているが、施設等の経年による老朽化が進行しているため、年々増加傾向となっている。

また、②管路経年化率については経年度や重要度を考慮した管路更新計画を平成２６年度に策定し、継続事業として国庫補助金を得ながら管路の更新工事を実施しているため、減少傾向にある。③管路更新率については令和元年度には更新計画の前倒しを行ったため、類似団体平均・全国平均を上回ることが出来た。今後も更に更新事業を進める必要がある。

全体総括

経営の健全性・効率性については、類似団体平均値と比較して高い水準を保っている。平成２７年度に財政計画の検討を行っているが、今後も更なる施設の維持管理費等を削減し、定期的な財政計画の見直しを行いながら健全経営の維持に努める。

また、進行する固定資産の老朽化については、管路更新計画を基に引き続き老朽管更新事業を実施し、①有形固定資産減価償却率・②管路経年化率の減少及び③管路更新率の増加を目指す。

別紙2(1/2)

区 分		年 度	令和元年度 (決 算)	令和2年度 (決 算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 入 的 収 益	収 入 的 収 益	1. 営 業 収 益 (A)	506,126	460,952	495,033	502,469	502,501	499,796	498,459	497,100	497,096	494,385	493,028	491,669
		(1) 料 金 収 入	504,459	459,210	493,247	500,663	500,695	497,990	496,653	495,294	495,290	492,579	491,222	489,863
		(2) 受 託 事 業 収 益 (B)	502	483	489	576	576	576	576	576	576	576	576	576
		(3) そ の 他	1,165	1,259	1,297	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230
		2. 営 業 外 収 益	73,078	111,009	77,858	71,590	71,652	71,558	71,140	69,876	70,109	67,509	64,489	63,270
		(1) 補 助 金	280	39,574	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216
		他 会 計 補 助 金	280	39,574	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216
		そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	67,287	66,887	74,106	68,121	69,132	69,815	70,197	68,941	69,161	66,550	63,509	62,284
		(3) そ の 他	5,511	4,548	3,536	3,253	2,304	1,527	727	719	732	743	764	770
収 入 的 収 益	収 入 的 収 益	収 入 計 (C)	579,204	571,961	572,891	574,059	574,153	571,354	569,599	566,976	567,205	561,894	557,517	554,939
		1. 営 業 費 用	525,249	572,975	563,720	541,096	547,976	546,196	552,123	550,844	556,390	549,703	546,921	545,699
		(1) 職 員 給 与 費	51,594	55,897	56,435	56,435	56,435	56,435	56,435	56,435	56,435	56,435	56,435	56,435
		基 本 給 与 費	25,545	27,198	25,278	25,278	25,278	25,278	25,278	25,278	25,278	25,278	25,278	25,278
		退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		そ の 他	26,049	28,699	31,157	31,157	31,157	31,157	31,157	31,157	31,157	31,157	31,157	31,157
		(2) 経 費	352,435	381,125	360,956	338,685	341,697	338,499	339,726	336,839	339,163	335,691	337,403	334,510
		動 力 費	11,300	8,028	5,741	5,754	5,784	5,781	5,794	5,806	5,834	5,831	5,842	5,855
		修 繕 費	11,228	19,525	13,238	13,541	13,609	13,677	13,745	13,813	13,881	13,949	14,017	14,085
		委 託 料	32,076	48,831	37,780	30,930	33,230	30,930	33,230	30,930	33,230	30,930	33,230	30,930
支 出	支 出	受 水 費	279,347	285,173	283,440	271,963	272,500	271,460	270,229	269,485	269,336	268,022	267,278	266,527
		そ の 他	18,484	19,568	20,757	16,497	16,574	16,651	16,728	16,805	16,882	16,959	17,036	17,113
		(3) 減 価 償 却 費	120,792	132,517	134,183	143,476	147,344	148,762	153,462	155,070	158,292	155,077	150,583	152,254
		(4) 資 産 減 耗 費	428	3,436	12,146	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
		(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 営 業 外 費 用	8,390	2,666	2,165	2,737	2,280	1,880	1,605	1,476	1,433	1,445	1,510	1,608
		(1) 支 払 利 息	3,150	2,666	2,165	1,663	1,206	806	531	402	359	371	436	534
		(2) そ の 他	5,240	0	0	1,074	1							

(法適用企業・資本の収支)

投資・財政計画 (収支計画)

別紙2(2/2)

(単位:千円)

年 度 区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
		(決 算)	(決 算 見 込)											
資本的収入 資本的支出	資本的収入	1. 企業債	0	0	0	0	20,000	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000	
		うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		6. 国庫補助金	56,504	51,067	57,527	67,375	51,925	61,825	58,200	58,200	58,200	58,200	58,200	
		7. 都道府県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		8. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		9. 工事負担金	25,355	11,121	7,711	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	10. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計 (A)	81,859	62,188	65,238	77,375	61,925	91,825	158,200	168,200	178,200	188,200	198,200	208,200	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	純計 (A)-(B) (C)	81,859	62,188	65,238	77,375	61,925	91,825	158,200	168,200	178,200	188,200	198,200	208,200	
	資本的支出	1. 建設改良費	273,922	246,047	393,659	287,000	265,200	304,800	250,300	250,300	250,300	250,300	250,300	250,300
		うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 企業債償還金	15,784	16,269	16,770	15,549	14,895	11,611	11,853	17,987	26,034	34,511	45,166	57,000
		3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (D)	289,706	262,316	410,429	302,549	280,095	316,411	262,153	268,287	276,334	284,811	295,466	307,300
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	207,847	200,128	345,191	225,174	218,170	224,586	103,953	100,087	98,134	96,611	97,266	99,100
	補填財源	1. 損益勘定留保資金	185,373	178,771	264,211	52,673	57,512	54,647	63,920	66,784	69,786	69,182	67,729	70,625
		2. 利益剰余金処分額	0	0	45,894	147,319	137,458	143,139	18,188	11,458	6,503	5,584	7,692	6,630
		3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. その他	22,474	21,357	35,086	25,182	23,200	26,800	21,845	21,845	21,845	21,845	21,845	21,845
計 (F)	207,847	200,128	345,191	225,174	218,170	224,586	103,953	100,087	98,134	96,611	97,266	99,100		
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)		100,641	84,372	67,602	52,053	37,158	45,547	125,028	214,375	312,341	419,164	533,332	654,332	

○他会計繰入金

(単位:千円)

[illegible]